

浦安市と明治大学との包括的連携に関する協定書

浦安市と明治大学は、これまで築き上げた実績と信頼関係を基に、今後も相互の連携により、地域社会の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、浦安市及び明治大学が、地域活性化、教育、学術、文化等の分野において相互に連携・協力し、地域社会への貢献と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 本協定に基づき、次に掲げる事項について連携・協力を行うものとする。

- (1) 地域活性化に関すること
- (2) 人材育成に関すること
- (3) 教育・学術・文化振興に関すること
- (4) 地域の復興・危機管理に関すること
- (5) その他、両者が必要と認める事項

(組織及び運営)

第3条 前項に掲げる事項の実施にあたっては、両者の協議により定める。

(協定の改廃)

第4条 本協定の改廃は、両者の協議を経て行う。

(その他)

第5条 本協定の定めのない事項については、両者の協議により定める。

本協定を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成24年5月28日

浦 安 市
市 長

明 治 大 学
学 長

(松崎 秀樹 自署)

(福宮 賢一 自署)